

# 福津市第10期分別収集計画

令和4年6月  
福津市

## 福津市分別収集計画目次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	2
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	6
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	7
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）	7

## 1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。各家庭から排出される廃棄物は量の増加と共に質の多様化の一途をたどり、中間処理が一層困難になってきていることと、最終処分場の残余容量が逼迫してきており、新たに処分場を建設することは極めて困難である。

これらのごみを適正に処理し、生活環境の保全を図ることは、本市の重要な課題の一つである。本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）にリフューズ（発生回避）を加えた4Rを推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の4Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2. 基本的方向

福津市環境基本計画に謳う「心と自然の宝箱 ふくつ」を実現するために、基本的方向を以下に示す。

- ① 環境への配慮を図る
- ② 4Rを基調とした施策を進める
- ③ 市民・事業者・行政一体でゴミ処理に取り組む
- ④ 環境教育の充実を図る

### 3. 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年後に見直すものとする。

### 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装、その他の紙製容器包装を対象とする。

なお、段ボールについては、子ども会・自治会等の回収を支援して行く。

### 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

年 度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
容器包装廃棄物	4,803 t	4,852 t	4,915 t	4,978 t	5,055 t

## 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、方策の実施にあたっては市民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

### (1) 啓発活動の充実

ア. 商品の過剰包装を抑制し、簡易包装を求める意識の向上

イ. ごみの出し方の講座によるリサイクル意識の向上

ウ. ごみ減量に向けたキャンペーンの実施

### (2) 再資源化事業補助制度

子ども会・自治会等営利を目的としない各種団体が再資源化対象物を収集し、リサイクルルートに乗せることに對し補助金を交付し、ごみの再資源化や減量化を推進する。

### (3) 環境教育・啓発活動

環境教育の一環として、小・中・高等学校に環境学習の出前講座を行いごみ問題に対する意識の高揚を図り、ごみの減量化及び資源の有効利用に努める。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定め、収集に係る分別の区分を下表右欄のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		缶
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	ガラスびん
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として紙製の容器	飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
	段ボール製の容器	段ボール
	その他の紙製容器包装	雑紙
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの（発泡類を含む。）		ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	R5年度		R6年度		R7年度		R8年度		R9年度	
主としてスチール製の容器	5 t		5 t		5 t		5 t		5 t	
主としてアルミ製の容器	20 t		21 t		21 t		21 t		21 t	
無色のガラス製容器	(合計) 137 t		(合計) 139 t		(合計) 141 t		(合計) 142 t		(合計) 144 t	
	(引渡) 0 t	(独自) 137 t	(引渡) 0 t	(独自) 139 t	(引渡) 0 t	(独自) 141 t	(引渡) 0 t	(独自) 142 t	(引渡) 0 t	(独自) 144 t
茶色のガラス製容器	(合計) 73 t		(合計) 74 t		(合計) 74 t		(合計) 75 t		(合計) 76 t	
	(引渡) 0 t	(独自) 73 t	(引渡) 0 t	(独自) 74 t	(引渡) 0 t	(独自) 74 t	(引渡) 0 t	(独自) 75 t	(引渡) 0 t	(独自) 76 t
その他のガラス製容器	(合計) 66 t		(合計) 67 t		(合計) 68 t		(合計) 68 t		(合計) 69 t	
	(引渡) 66 t	(独自) 0 t	(引渡) 67 t	(独自) 0 t	(引渡) 68 t	(独自) 0 t	(引渡) 68 t	(独自) 0 t	(引渡) 69 t	(独自) 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんとするもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	11 t									
主として段ボール製容器	46 t		46 t		47 t		47 t		48 t	
主として紙製のその他の紙製容器包装	(合計) 0 t									
	(引渡) 0 t	(独自) 0 t								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 67 t		(合計) 68 t		(合計) 69 t		(合計) 69 t		(合計) 70 t	
	(引渡) 67 t	(独自) 0 t	(引渡) 68 t	(独自) 0 t	(引渡) 69 t	(独自) 0 t	(引渡) 69 t	(独自) 0 t	(引渡) 70 t	(独自) 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 87 t		(合計) 88 t		(合計) 89 t		(合計) 90 t		(合計) 92 t	
	(引渡) 87 t	(独自) 0 t	(引渡) 88 t	(独自) 0 t	(引渡) 89 t	(独自) 0 t	(引渡) 90 t	(独自) 0 t	(引渡) 92 t	(独自) 0 t
	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
(うち白色トレイ)	(引渡) 0 t	(独自) 0 t								

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、日蔭野地区及び西福間5区における人口増を勘案し、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
69,547人 (対前年度比) 2%	70,458人 (対前年度比) 1%	71,371人 (対前年度比) 1%	72,287人 (対前年度比) 1%	73,201人 (対前年度比) 1%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制（委託業者3社）を活用して行う。

なお、自治会等の市民団体が取り組んでいる集団回収及び小売店での店頭回収については、取り扱い品目の増加を促すなどその拡充を図ることとする。

容器包装廃棄物の種類		収集の分別区分	収集運搬段階	選別保管等段階
缶	スチール	カン	委託業者による定期収集	玄界環境組合 古賀清掃工場 (選別→貯留)
	アルミ			
びん	無色ガラス	びん	委託業者による定期収集	玄界環境組合 古賀清掃工場 (選別→貯留)
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
紙	飲料用紙製容器	紙パック	委託業者による定期収集	玄界環境組合 古賀清掃工場 (選別→貯留)
	段ボール	段ボール	委託業者による定期回収	民間業者
			子供会・自治会等による集団回収	
	その他紙製容器包装	雑紙	委託業者による定期回収	民間業者
子供会・自治会等による集団回収				
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期収集	玄界環境組合 古賀清掃工場 (選別→貯留)
	プラスチック	プラスチック	委託業者による定期収集	玄界環境組合 古賀清掃工場 (選別→貯留)

## 11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

容器包装廃棄物は、現行の玄界環境組合古賀清掃工場で引き続き選別・圧縮・保管を行う。

## 12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

分別収集計画が実効あるものとするため、次の取り組みを進める。

- (1) 容器包装廃棄物が排出されたとき、分別の区分と分別の基準に従って適正に排出されるように、全世帯に「分別収集カレンダー」・「ごみの出し方」といったパンフレットを配布し啓発を行う。
- (2) 自治会・市民団体等の再生資源集団回収実施団体に対する支援を継続して実施する。
- (3) 事業者が行う容器包装の自主的な回収と資源化を促進するため協力して啓発を行う。